

苫小牧工業高等専門学校教務委員会規程

規則第5号

制 定	昭和39年6月1日
全部改正	平成6年4月1日
一部改正	平成15年4月1日
一部改正	平成16年4月1日
一部改正	平成19年4月1日
一部改正	平成19年5月8日
一部改正	平成25年2月12日
一部改正	平成27年3月10日
一部改正	平成28年1月26日

(設置)

第1条 苫小牧工業高等専門学校に、教務に関する事項を審議するため、教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教育課程に関する事項
- 二 授業及び試験に関する事項
- 三 特別活動に関する事項
- 四 進級及び卒業の認定等に関する事項
- 五 既修得単位の認定に関する事項
- 六 退学（懲戒処分による退学を除く。）、休学、復学及び除籍に関する事項
- 七 研究生及び科目等履修生に関する事項
- 八 その他教務に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長（教務主事）
- 二 教務主事補
- 三 学生課長
- 四 その他校長が指名した者

(任期)

第4条 前条第四号に掲げる委員は、校長が委嘱し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副校長（教務主事）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(定足数)

第6条 委員会の開催は、委員の5分の3以上の出席を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(他委員会との連携)

第8条 本校の準学士課程と専攻科課程の教育課程等について、関連する事項を審議するため、必要に応じ、関係する委員会委員のうちから校長が指名した者をもって組織するワーキンググループを置くことができる。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の審議の結果を校長に報告する。

(委員会の事務)

第10条 委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。ただし、改正後の第3条第三号の規定は、平成17年度以後の委員について適用し、平成16年度の委員については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月12日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。